

第 4 回

ごみ処理施設調査特別委員会会議録

令和5年3月24日

忠 岡 町 議 会

ごみ処理施設調査特別委員会（第4回）会議録

日 時 令和5年3月24日（金）午後4時43分開会

場 所 委員会室

1. 出席委員

委員長	北村 孝	副委員長	三宅 良矢
委員	河瀬 成利	委員	小島みゆき
委員	二家本英生	委員	是枝 綾子
委員	松井 匡仁	委員	前川 和也
委員	今奈良幸子	委員	勝元由佳子
委員	河野 隆子		
オブザーバー	和田 善臣議長		

1. 欠席委員

なし

1. 出席理事者

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
秘書人事課長	中定 昭博	住民部長	谷野 栄二
住民部次長兼生活環境課長	新城 正俊		

1. 本議会の職員

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀
主 査	岩間早百合

委員長（北村 孝議員）

皆さん、朝から定例会で大変お疲れのところ、申し訳ございません、引き続き特別委員会を開催したいと思います。よろしくお願いいたします。

（「午後4時43分」開会）

委員長（北村 孝議員）

本日の会議は傍聴を許可しておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（北村 孝議員）

本日の出席委員は全員でございますので、委員会は成立をいたしました。

委員長（北村 孝議員）

会議録署名委員は、委員会条例第26条の規定によりまして、6番・是枝綾子委員を指名いたします。

委員長（北村 孝議員）

開会に先立ち、町長よりご挨拶を頂きます。

町長（杉原健士町長）

今日は一日中、長時間にわたりましてご苦勞さんでございます。今からは、（仮称）地域エネルギーセンターのことで、運営の締結についてのご説明をしっかりとさせていただきます。またよろしくご賛同をお願いいたします。

以上でございます。

委員長（北村 孝議員）

ありがとうございました。

早速議事に移ります。発言の際は、議員・理事者の皆さん、「委員長」と言っていただき、私がお名前をお呼びしてから発言していただきますようお願いいたします。

また、発言者はマイクのスイッチを押してから発言されますようお願いいたします。

委員長（北村 孝議員）

案件1 （仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定の締結について、お手元にご配布しております資料に基づき、理事者より説明を求めます。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

本日は、事前に配布させていただいております資料1から5を用いて、本年1月に実施いたしましたごみ処理施設調査特別委員会以降の本事業の進捗について、ご報告させていただきます。それでは、資料1をご覧ください。

こちらの資料は、1月の臨時会において議決いただいた（仮称）地域エネルギーセンター一等整備・運営事業公民連携協定の締結に関するものでございます。協定の内容については議案のとおりですが、令和5年2月8日付で締結を行ったことについて、改めてこの場でご報告させていただきます。

続きまして、資料2につきまして、（仮称）地域エネルギーセンター一等整備・運営事業検討委員会規約を作成いたしました。これは、中継施設及び新施設を整備し運営する事業の実施に際して、詳細な調査、計画、及び設計等の作成に関する協議及び連携に係る連絡調整を行うことを目的としたもので、町と事業者から成る協議会の設置を進めております。

委員構成としましては、第5条の常任委員として忠岡町と各事業者、専門委員として学識経験者と委員会が認めた者、なお、第1号の事業者については近日中に3者の出資によるSPCの設立登記を完了するとのこととでございます。SPC設立後は、常任委員を町とSPCに変更する予定でございます。

また、3号ではオブザーバーの参画について規定しております。このオブザーバーは、さきの事業者提案にもありました国及び大阪府などの関係機関の参画を想定したものでございまして、中継施設実施協定の締結後、新施設について検討を行う段階において、関係機関への参画を依頼する予定でございます。

以上、委員会規約については未定稿ではありますが、現状の進捗としてご報告させていただきます。

続きまして、資料3について説明する前に、一部修正をお願いします。右側上段の四角いボアリング調査のナンバー3、ナンバー4に「調査済み」と記載されていますが、「4月初旬」と修正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

改めて資料3について説明いたします。現在、基本協定の締結後、事業実施に向けて各調査を実施しています。その内容としまして、地耐力を測定するためのボアリング調査の実施計画図を添付しております。地耐力については、中継施設及び今後の新施設の建設を計画する基礎資料となります。なお、調査地は中継施設の建設予定地から順に、敷地全体で合計7か所を調査いたします。

以上、事業を進めるに当たり必要となる調査につきましても順次実施しておりますので、現状の進捗についてのご報告でございます。

続きまして、資料4であります。ペットの火葬について一部取扱いが変更となりますので、ご報告させていただきます。こちらは資料3の図面と併せてご覧いただくと位置関

係が分かりやすいかと思いますが、資料3の敷地西側、図面上では右上になります。こちらの動物焼却炉がございまして、ここの位置関係がちょうど中継施設の搬入動線に当たる場所となることから、既存の解体及び中継施設の建設において、併せて除却する必要があります。それに当たり、資料4に記載のとおり、中継施設運営期間においては泉大津市の市営火葬場に焼却を委託するという措置をとらせていただくことを想定しております。予定としましては、4月5日と変更内容について各種媒体による住民周知を実施した後、令和5年6月1日から実際に泉大津市での焼却を開始したいと考えております。

資料4左側をご覧くださいますと、現状の取扱い及び手数料を記載しておりますが、自宅への引取りを希望する場合であれば、2,500円の手数料。直接クリーンセンターに持ち込まれる場合で2,000円の手数料を徴収しておりますが、こちらの手数料については、6月以降も変化はございません。ただし、6月以降の取扱いとしましては、直接泉大津市火葬場に持ち込む場合や、町の委託する収集業者に自宅に引取りに来てもらう場合のいずれにおいても、役場の生活環境課窓口にて料金をお支払いしていただくこととなります。その際、納付書とともに火葬依頼書を発行いたしますので、それを直接、泉大津市施設及び収集業者さんにご提示していただくことでサービスを受けられる仕組みとなります。こちらについても、詳しい取扱いは追って住民周知させていただきますが、既報についてこの場でご報告をさせていただきました。

最後に、資料5をご覧くださいます。中継施設実施協定の概要につきまして、こちらについても現在、事業者側と内容を調査している段階でありまして、概要までのご報告となりますが、上から順に、目的といたしましては、基本協定第4条第3項において定めることとしておりました中継施設実施協定として、忠岡町し尿処理施設解体撤去事業、中継施設整備事業、中継施設運営事業、及び忠岡町一般廃棄物外部委託処理事業の実施において、忠岡町及び事業者が相互に協力し、事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的として締結するものでございます。

事業期間については、し尿処理施設解体撤去事業及び中継施設整備事業が令和5年4月1日から令和6年3月31日、中継施設運営事業及び一般廃棄物外部委託処理事業が令和6年4月1日から令和15年3月31日を予定しております。

以降、協定の概要といたしまして、第1章から第7章までの章立てを掲載しておりますが、第1章では総則として先ほどの事業期間や事業者の資金調達に関することなどについて定めております。

また、第2章では、既設解体及び中継施設整備事業に関することを規定しておりますが、完成する建物はSPC所有のものとなりますが、町としましては既存施設を利用するものの、施設の運用における安全性を確認する必要があることから、工事期間ができた段階、設計ができた段階、施工計画書ができた段階において、それぞれ町の確認を受けることなどについて規定しております。

続く第3章では、施設が完成した後の施設の運用について規定しておりますが、中継事業期間内においても施設内に資源ごみの選別装置を設置するなど途中で運用が変わることが想定されますので、中継事業期間全体を通した長期事業計画を提出することを規定するとともに、当該長期事業計画に基づいた毎年の事業計画についても町に提出を求めることを予定しております。

また、第4章は委託費の算出と支払いということで、ここでは中継事業期間において基本となる委託費用を規定いたします。こちらについては、事業者提案による処理単価などは適正であるか、現在調査中でございます。

そして、第5章では、事業実施によるリスク分担ということで、天災や法令変更など事業を通して影響するリスク、第2章の既設解体及び施設整備に関連するリスク、第3章、施設の運用に関連するリスクなど想定される様々なリスク要因に対してリスク分担を定めることを想定しております。

また、第6章以降については、そのほかの事項や雑則について記載しておりますが、企業の経営状態を把握するため、財務書類を提出することなどを規定しております。

また現在、本協定案について、忠岡町、事業者双方での法令チェックを行っております。法令チェックの結果、多少章立てに変更が生じる場合があるかと思いますが、現在における協定の大枠についてこの場でご報告させていただいた次第でございます。

以上、基本協定締結後の本事業の進捗について、概要をご報告させていただきました。以上でございます。

委員長（北村 孝議員）

説明は、以上のおりでございます。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

資料の2の委員会規約のところでお聞きしたいんですけど、5条の委員のところなんですけど、常任委員のメンバーは決まっていますよね。専門委員とオブザーバーのところなんですけど、このメンバーね、常にこの常任委員とほかの専門委員、オブザーバーが参加するのか、もう常任委員だけで開催するときもあるのかとか、そこら辺の参加状況ってどうなんでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

現在のところ、中継施設の設置するまでに関しましては常任委員で行っていく考えでございます。

委員長（北村 孝議員）

よろしいですか。勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、中継施設ができてからというんですかね、それ以降、形状的に言えばずうっとなんですけどね、それ以降とか、ふだんですね。本来のときはどういう体制というか。

住民部（谷野栄二部長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

中継事業に関しましては、基本的に本町の一般廃棄物を積み替えて出すだけといったところがありますので、基本的には我々と事業者間で話し合いをすれば済むのかなというふうに思っているところで、新城次長の答弁のとおりでございますけども、その先の新施設につきましては、これまで当委員会、また他の議会でもいろいろと質問いただきました環境問題でありましたりとかですね、その他いろんな事項が出てまいりますので、その検討に入った時点で学識経験者であったりとか大阪府、また国の担当の方にもご参画いただきながら、この新施設、地域エネルギーセンターの検討を進めていくと、そのような流れになってございます。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、その時々によって入っていただく、入っていただかないとか、必要に応じてという感じですよ、多分。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

基本的に中継事業のところは我々と事業者側だけなのかなと思うんですけども、それ以降は恐らく学識経験者、また国・府の方につきましては常時出ていただくような状況になるんじゃないかというふうに思っております。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。

あと、以前のこの公民連携方式の資料を頂いてたところで、業者さんからのプロポーザルのときの資料やったかな、何か協議会とか、そういう協議体みたいなのを設置して云々

とあったでしょう。多分それがこれに当たるんですよね。そこで、住民は入らないんですかとか、多分業者さんが提案したプロポーザルのときの資料やったら、その協議体の中に地域住民も入って一緒に協議するみたいな形の絵図になってたかなと思うんですけど、そこはせめて例えば議会の議員を入れるとか、何かこれ実施者だけでやってるような感じがするんで、その住民が加わる場所はどうするのかなというところが疑問なんですけど。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

恐らく今おっしゃられてるのはモニタリングの提案のところであったかと思うんですけども、協議会によるモニタリング、これは運転管理の部分でですね、適正なごみが搬入されているか、また適正な運転がなされていて、環境に問題がないかとか、そうしたモニタリングのところについて、当事者に加えて住民の代表であったりとか、そういった外部の人に参画していただくという提案がございますので、これにつきましては今後、先方と協議していくということになろうかと思えます。

ですから、今回の今言ってるこの整備・運営事業検討委員会とはちょっと別の組織になるのかなというふうには思っております。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、この委員会とはまた別で、まあ言うたらこの常任委員とか構成メンバーは同じプラス住民の入ったまた別の団体というか組織をまたつくるということですか。何か二度手間というか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

この今回の検討委員会につきましては、事業を進めていく、完成させていくための委員会でございます、事業者から提案があったのは、その後の環境であったりとかいうところを監視していくところに主眼を置いた委員会なので、組織的には全く別の組織になるのかなというふうに考えております。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

目的は違うのは分かるんですけど、別に施設を環境も含めて運営していくというところでは、大きく見たら一緒なんかなとちょっとこちらは思うんです。だから、1個で、この

委員会で兼ねてもいいのかなとか思うんですけど、それはまた別ですか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

この委員会はですね、実は今も下打合せを進めていっておりますけども、例えば委託料であったりとか、本町の条件、また先方の条件、そういったところを協議しながら決めていくといった作業もあるんですね。そうした中で、ちょっと外部の方というのはなじまないのかなというふうに思っております、その中で、当然ながら決まったことで必要な情報というのは、情報はどんどん公開してはまいりますけども、そういうことで当事者と、また新施設においては当事者に加えて学識経験者等ということで考えているところでございます。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、実質は、協定書というか契約内容についてもほとんど協議する場的な感じですね。町と実施業者との間で。

住民部（谷野栄二部長）

そうですね。運営全般にかけてですね。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。あと、すみません。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

その改装というか、実際、中継施設とか終わって、ほんとに実際施設の運営が始まってからになるんですけど、大体何か定期的に何回ぐらい開催するとか、それはまだ未定ですか。まだ先やから。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

ちょっとまだその回数とかについては想定できてないんですけども、例えばこの中継施設ができましたら、新施設の例えば基本計画だったりとか、次に基本設計、その次に環境アセスメント等の動きが出てまいります。ですから、そうした都度都度ですね、恐らくは開催していくことになるのではないかというふうには思いますけども、現在のところその予定表等はできてないところです。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。

委員長（北村 孝議員）

他にご質疑ございませんか。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

資料の2の整備・運営事業検討委員会の規約のところなんですが、委員のところ、第5条ですが、委員の人数というのは決まりがあるんでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

現在のところ、まだ委員の定数については調整中でございます。

以上でございます。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

実際に事業者と忠岡町と協議をしていくというところでありますので、委員というのは固定のメンバーになるんですか。それとも、その都度入れ代わるという形なんですか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

一応固定にはなるんですけども、役場の職員も人事異動等ございますので、形式的には固定という形になっております。

以上でございます。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。あとですね、この次のページのところの会議は原則として非公開ということですが、秘密保持のところ、第11条のところ、委員長及び副委員長が支障がないと判断して許可したものについては公表されるという、そういった解釈でいいでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

本委員会の協議内容は、生産技術などに関する情報、販売・営業などに関する情報、経理また人事等の法人の内部管理に関する情報や、信用に関する情報など法人に関する情報で当該法人などの競争上の地位、財産権、その他正当な利益を侵害する情報が多分に想定されることから、一応非公開としております。

以上でございます。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今後、具体的にどういった産業廃棄物を焼却、受け入れていくのかとかいうところを、ここで話をするという場なんでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

この会議体の中で協議されることには恐らくなろうかとは思いますが、そもそもその素案とかについては、別の例えば忠岡町内部で何かしらそういうのを検討する会議のようなものを開催して、一定煮詰まったものをこういう先方との協議会に当てていくということになるんじゃないかなというふうに思っております。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、この場がですね、常任委員ですね、1号委員の常任委員の忠岡町、SPC、ここでいろいろとそういったことをされていく。それ以外のところではそういった、そういう協議をするという場が別個にあるんですか。ここがそういう場になるんでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

先ほどの答弁と重なってしまいますけども、こちらの素案、また先方の考え方、それを協議する場としては、この会議が使われるというふうには考えております。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。そしたら、ここはこういう検討委員会というふうに規約までされているので、会議の記録といった、そういったものもきちっと作成されるというものです。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

そのとおりでございます。

委員長（北村 孝議員）

よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

もう1点。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

中継施設の実施協定が当初のスケジュールでは3月末までにというか、年度内にという、そのような予定になっておりましたが、もうすぐ年度末になります、年度内に締結される、協定を結ばれるということになってるのでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

今現在のところ、その辺のところは調整しておりますが、この4月ですね、令和5年4月初旬ぐらいになるであろうと考えております。

以上でございます。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、実施協定の、今、概要というものがここにお示しされていますけれども、締結されればこういう内容で締結をしたということは公表されるということですか。公表されますか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

公表については現在検討中ですが、情報公開等ございましたら、部分公開になると思います。その辺のところは公開していきます。

以上でございます。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

委員長（北村 孝議員）

他にございませんか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

この常任委員の中で、分科会ね、第8条のところで分科会というふうにかかれていいます。分科会を置くことができるなので、できると書いてあるので、置かなくてもいい場合もあるのかというふうに思いますが、分科会といいますと、そしたら結構人数が要るんじゃないか。分かりますからね、人数が要るんじゃないかなというふうに思うんですが、この点はいかがなんでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

分科会なんですけど、本事業は解体建設に関する事、それと施設の運営に関する事、それと外部処理に関する事、また回収エネルギーの利用に関する事等、様々な要素を含んでおります。会議体の運営上、全てを当該委員会で議論することが困難と認められる場合は、下部組織として分科会を設置できることを規定しております。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そうしましたら、置くことができるということで、必ず置くということには限らないと

いうことですね。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

今先ほど言うた答弁と一緒にするんですけども、その必要が生じましたら置くことができるということでご理解していただければありがたいと思います。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

今、新城次長のほうからご説明いただくと、かなり専門的なね、発電とか、そういった部類もあるみたいなので、なかなか分科会をつくるにしたら、やはりかなり専門的なことが要るのではないかなというふうに思います。

で、常任委員ですが、人数はね、今まだ調整中ということで決まっていますが、この中にやはり住民の方の代表であったりとか、代表でなくても、女性の方、そういった方を入れるべきではないかなというふうに思いますが、それはそれでまたどこかにつくっていただくという検討はしていただけるんでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

先ほど勝元委員の質問でお答えさせていただきましたけども、やはりちょっと公表できないような内容もございますので、そこのところはちょっと当事者間で協議していただくと。当然ながらですね、公表しなければならない、また公表ができる情報につきましては、積極的に情報公開していきたいと思っておりますけども、そうしたことで住民の代表の方とかをですね、ここに参画するというのはちょっと難しいかなというふうに思っております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

公表できない内容が多いということでもありますけれども、それならそれで、それはそれとして、別に分科会でやっぱり住民代表のグループをつくるとか、そういったことは必要ではないかというふうに思います。いかがですか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

この会議はですね、当事者間の調整を主にしておりますので、基本的に大切なことを決めたりとか進めていく場合には、当委員会をですね、できましたら、また委員長に開催していただいて、情報提供させていただきながら、また皆さんのご意見を伺っていく、そうした場を随時設けてまいりたいと思っておりますので、そこでご議論いただけたらなというふうに思っております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

で、役割のところなんですけど、忠岡町の役割のところ、関係住民への説明というのと、あと施設の整備・運営時におけるモニタリングと書かれています。これはこういった形になるのでしょうか。それぞれの役割というところ、3番。ページ数が書いてないので、ページが言いにくいんですけど。1ページをめくったところ、次の2ページになるのかな。それぞれの役割と書かれているんですが。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

それは基本協定の部分でしょうか。

委員（河野隆子議員）

はい、そうですね。資料1です。ちょっと答弁、すみません。

住民部（谷野栄二部長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

これは、基本協定を締結するときに話し合った内容をここに掲載しているということで

ございまして、今まで、これまで説明してきたとおりでございます。忠岡町の役割ということで、例えば地元の漁業協同組合であったりとかそうした団体、また隣接する企業、そこにどんな施設が来るよというような、まず、ご案内は忠岡町がやっていくというようなことですね。また、これからいろいろな説明会等もあると思いますけども、それにつきましては事業者と我々で協力しながら進めていくということになるかと思えます。

委員長（北村 孝議員）

よろしいですか。

委員（河野隆子議員）

もう1点。

委員長（北村 孝議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

その下、モニタリング。

委員長（北村 孝議員）

忠岡町のところの。

委員（河野隆子議員）

はい。それぞれの役割の忠岡町のところの。

委員長（北村 孝議員）

ポツ4つ目。

委員（河野隆子議員）

施設の整備、運営時におけるモニタリング。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

これにつきましては、施設の整備は事業者側が行うことになっているんですけども、その施設が我々が想定している内容になっているのかどうなのか、またごみ処理の運営ですね。ごみの搬入、ごみのチェックであったりとか、その焼却処理が適正に行われているか、そうしたモニタリングを忠岡町は行っていくということでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

関係住民への説明のところは、漁業組合であったり近隣の会社が多いですからね。そういった木材コンビナートのところ辺とか、そういった説明もあるかというふうに思うんで

すが、やはり私たちいつも指摘しておりますけれども、忠岡町の住民の方または近隣といっても泉大津、岸和田ですね。そういったところの住民の方にもどんな影響があるのか、私たちは一番そこを心配してるわけなんです。全く知らないということもたくさん、知らないという住民の方もたくさんいらっしゃいますので、説明会もあるかというふうな、ちょっと答弁の中であったというふうに思うんですけど、やはりそこはもっと住民の方に、私たちは進める立場ではありませんけれども、関係住民への説明と書かれていますので、そこはもっと説明すべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

これにつきましてもこれまでいろいろとご質疑いただいて答弁をさせてきていただいたところですが、この事業を進めていく中においては都市計画の手続であったりとか、また環境アセスメントの手続、これも2段階に分かれておりまして、そうした手続の中で住民への情報提供であったりとか意見を聴取するというようなところが義務づけられておりますので、そうした機会にはその時々レベルに応じた説明をさせていただけるというふうには思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

2段階でということ意見も聴取するということでもありますけれども、集めるだけでなく、やはりそこはきちりと住民の声を反映させると、そういったことが大事だというふうに思います。これはそういうふうに思います。最後にご答弁お願いできますか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

環境アセスメントの手続につきましては、関係住民は意見を出すことができますので、条例に基づいてできますので、そうした機会もご案内をしていきたいというふうに思っております。

委員長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ありませんか。

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

すみません、資料2からなんですけども、第5条の委員等なんですけど、先ほど専門が

結構分かれるということで分科会の話もあったんですけども、学識経験者ということでどのような方をこちらの委員会に入れる予定にしていますでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

専門委員の学識経験者については、新施設について協議を行うに当たり、本町の廃棄物減量審議会でご参画いただいている学識経験者の先生にご依頼を行いたいと想定しております。

以上でございます。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうしましたら学識経験者2名、もともと入られていると思うんですけども、例えばこれから環境の問題とかそういったことも多分入ってくるんですけど、そういったいろんな専門の方の、委員会の専門委員に入っていただくという、そういうふうな検討はされてるんでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

これもまだ打診もしておりませんし、今後の協議というか議題になるかと思うんですけども、一応今、専門、本町にご参画いただいている学識経験者の方には一応お話を伺っております。1名の方はその環境基準を決めたりとかいろんなところに参画されておられまして、環境に関する深い知識をお持ちでおられます。

もう1名の学識経験者の方は機械の専門家でございますので、特にこの焼却施設等については内部まで見る事ができるというふうにおっしゃっておられましたので、参画いただけたらなというふうには思っているところでございます。そのほかに必要な、専門家が必要だということであれば、またそのときはそのとき考えていきたいというふうに思っております。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうしましたら、その下の委員会が認めた者というのがそこに当たるということでよろしいんですか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

これにつきましては、学識経験者以外に例えばプラントのことをよく知ってる方とか、例えば環境のことに詳しい方とかコンサルタントとか、そういったような専門家をちょっと想定しておりまして、これもその事案に応じて依頼をしていきたいというふうに思っております。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

その都度、そしたらその専門性によって来ていただく専門委員の方も中にいらっしゃるということですね。分かりました。

続いて、すみません。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

資料3なんですけども、今後その土地の調査ということで、ボーリング調査を実施していくということなんですけども、ナンバー1、ナンバー2に関してはもう調査済みということで、ナンバー3から7というのはこれからということをお伺いしました。

これ、すみません。ちょっと資料5にもわたるんですけども、資料5の中継施設の実施協定の中で、第2章の第2節、調査費で土地の調査って挙がってるんですけども、土地の調査については今回この中継施設の実施協定で行うということだったと思うんですけども、例えば土地の調査の結果、土壌改良が必要になった場合というのは、どこかで定義されてるとかないんですか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

この調査につきましてですけども、本町は土地の土壌汚染ですね。今までごみ焼却場として利用してきた中で土壌汚染が発生しているおそれがありますので、それにつきましては本町が調査を行うということを規定する予定でございます。

また、建設に必要なこのボーリング調査だったりとか、そうしたものにつきましては事業者側が行っていくところを規定していく予定でございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そしたら、この資料3に載っているボーリング調査というのは、建設に関わるボーリング調査なのか、土壌の状態を見るための調査なのか、ちょっとそこを教えていただきたいと思います。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

この資料3のところは施設建設に必要な調査でございます。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうしましたら、この資料3は建設に必要なこと、で、この資料5に書いている土地の調査は忠岡町で行って、土壌改良についても忠岡町がそこは行うという形になるんですか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

調査の時期は今、検討はしておりますけども、調査した結果、汚染が発見されたということであれば、その汚染を除去する、また封じ込める、いろんな手法があるんですけども、それは最も合理的な方法というんですか、それを調査研究しながら方向性を定めていきたいと思います。また、その調査とか、その結果につきましては本町の費用負担というふうになりますので、それにつきましても議会の皆様にあらかじめちょっと報告をさせていただきたいというふうにも思っております。

委員長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ありませんか。

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、ちょっと今のボーリングのところの費用負担のところなんですけど、ごめんなさい、私がちょっと分かってなくて。当初予算に入ってないですよ。来年度以降に補正予算か何か上げてくるんですか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

今回の中継施設の建設については、土壌の検査の義務づけは特にございませんで、そ

こでは行わないというところですよ。で、その時期ですけども、当初予算、令和6年度の当初予算でいくのか、それともそれまでの補正予算で対応するのかというところにつきましては、ちょっとまだ検討しておらないところでございまして、今後、また決まりましたらご報告させていただきたいというふうに思っております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、実施の時期というか、いつ頃を考えてはるんですか。結局、令和6年度の当初予算に盛り込むんか、ほかの年度になるんか。実施時期というのがもう6年度中って分かってるんか、何年度になるんか分からないんか、そこら辺やと思うんですけど。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

そこはちょっとまだ決めていないんですけども、基本的には新施設の解体ですね、今の現有施設を解体するまでに必要な調査ではあるんですけども、そうしていくと少し時間的には余裕はあるんですが、仮に土壤汚染があるということであれば結構な費用もかかると思いますので、早くちょっと把握したいなというところもございます。そうしたところで、どのタイミングで行うかというところについてはちょっと検討しているところでございます。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、今後出てくるんで、そこまで分からないということですよ。分かりました。

委員長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ありませんか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今の土壤調査のことについて教えていただきたいんですが、最初は何らか中継施設をつくる際、それからし尿処理場の跡のところ辺りに中継施設を建てるということで、その建物を建てる分については義務づけがないということなんですよ。で、今度、新しい焼却炉

を、産廃のね、つくるときは要するというので、その違いというのはどういう違いなんだろうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

土壌汚染対策の制度としまして、基本的に土地3,000平米以上あれば土地の履歴調査をしなければならないというふうになっております。それと、汚染を出す施設ですね。ごみ焼却施設であったりとか、その土地について解体工事等、また土地の造成等を行う場合はあらかじめ調査を行うということになっておりまして、今回の計画でいきますと現在の焼却施設を解体する際にその規定が適用されますので、その時点では必要になってくるということでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、し尿処理場は汚染を出す施設ではないという扱いになっていると。薬品、塩素とか、いろいろそういう薬品は使っていたけれども、土壌汚染の環境保全法というか、いろいろ環境の法律に関しては該当しないということであると、汚染を出す施設でないということなんですね。

委員長（北村 孝議員）

よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

他に、ご質疑。

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、ちょっと聞くのを忘れた。資料1の2ページ目のモニタリングのところなんですけどね。施設のごみの搬入をちゃんとしてるかとか、そのところなんですけど、これ、前も、9月の特別委員会のときか、9月じゃない、1月か。職員さんが常駐してごみチェックするんですっておっしゃってた部分ですよ、多分。そこで、そのときも私、ちょっと、正職員が1人か、ずっと張りつきでいても、そんな仕事に張りつかせるの、もったいないん違うんかと。人件費の部分でね、ということをちょっと指摘させてもらって、ちゃんと検討しといてくださいねという状態やったんですけど、それ以後この部分

というのはどうされとか、どういう業務をすとか、職員さんが遊ばないとか、というところ辺は現状どう考えているとか、進捗ありましたか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

この職員の配置につきましても、先方の事業者側の中継業務の運営にどれぐらい人員が必要なのか、そこも含めて今検討しております、本町の職員につきましても今現在、粗大ごみの受付、電話の受付業務というのを今、この本庁舎内で行っております、1名そこに会計年度任用職員の方がついておられるわけなんですけども、また、今現在クリーンセンターでも、直接持込みの方は委託の中でですね、現地で電話受付がなされていると。そういった業務を基本的に行いながら、時々現地のごみの搬入状況を見るとか、そうしたことを行っておけば、先ほど指摘されたような1日中、何か暇だとかいうことにはならないのかなというふうに思っておるところであります。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

業務量的には暇にはならへんかなと思うんですけど、業務内容的に、まあ言ってみたら会計年度任用職員の非常勤さんでもできる業務内容になっているとか、そこが気になっている部分で、本来の正職員がやるような業務なんかと、そこなんですよ。で、電話番号とかごみのチェックという仕事そのものが、そんなちゃんとした公務員の正職員でやる仕事なのって、そこなんですよ。

住民部（谷野栄二部長）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

ご指摘の件ですけども、そもそも今現在も職員は配置していないという現状がございます。ごみの性状を見たり確認したりとかしたりするのは、そもそも我々の使命といいますか職務であるのかなというところもございまして、その業務を今と同様、会計年度任用職員の方にやっていただくのか、正職員が行かなければならないのか、そこについてはまだちょっと検討中ではございますけども、基本的に電話対応をしたりとか窓口業務ですね。住民の方も来られますんで、それもこなしながら、ごみの搬入状況、またごみの性状を点検していく、そうしたこともしっかり行える体制というのは必要であるというふうに考えているところでありまして、詳細が決まりましたらまたご報告はさせていただきたいと思っております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

検討はしていただきたいんですね。だから気になるところで言うと、委託というか非常勤さんに任せるにしてもちょっと不安のあることでもある。だけど、正職員のやる仕事なんっていうところもあったりするんで、難しいと思うんです。だからそこは検討していただきたいのと。

あと、常駐ですっとその施設にいと、やっぱり気になるのが業者との結びつき、癒着の部分ね。職員でも異動があるというのは癒着を防ぐためじゃないですか。そのところがあるんで、できるだけそんなに業者と近くならないようなところもちょっと考えてほしいなと思います。ちょっと何か意見があったらまた随時申し上げさせてもらいます。

委員長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ありませんか。

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

簡単なことで。先ほど検討委員会の規約のところ、第5条の委員、第1号議員の常任委員のところ、忠岡町は忠岡町なんですが、大栄環境、三菱重工で松和メンテナンスのこのSPC、特定目的会社が設立されたら特定目的会社のほうからということでありますが、まずその中に忠岡町は入る、SPCの中に忠岡町は入るのかということと、あとSPCをつくっても、それぞれそのSPCの構成団体からどの程度の方が来られるのかということですね。構成されているところがみんな来るのか。主要なこの直接交渉相手の、この3つの企業が来られるのかということなんですが。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

SPCに加入するかという問題なんですけど、実際SPCに加入する場合に出資金を出す必要がございます。その辺についてはまだ出資金を出してでもその情報を得られるのか、そういうふうな形になっておりますが、ただ、今現在SPC側、SPCはまだ設立していませんが、その交渉相手側についてはその辺のところは、SPCに加入しなくても情報は提供させていただくというような協議は進めております。ただし、SPCに、今委員ご指摘のSPCに加入するかしないかというのは、今現在のところ検討中でございます。

それと、あともう1点は、こちらの委員会の委員につきましては、その取締役とか役員に関しては、その辺のところは多分来ないと思います。

以上でございます。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

S P C、忠岡町は検討中であるということで、もしそのS P Cに忠岡町が入った場合に、忠岡町は忠岡町で常任委員でおると。しかし、S P Cとして忠岡町が参加をするというのは、またこれも変な話でありますので、交渉相手となるわけですね。忠岡町とS P Cと。その中に、S P Cの中に忠岡町が入ったら、どちらの利益の、どういう立場で入るのかという、ちょっとややこしいことにならないかと。交渉相手がS P Cであるということになりますとね。ということで、ちょっとこれは入るべきでないなど、こういう形で委員をこのように、そこで実際に協議をして取り決めをしていくという中に、相手の中に忠岡町も入ってるというのは、これはおかしい関係だなというふうにちょっと思いましたので、それは入ること自体がちょっとね。ちゃんとした対等なお話し合いというふうにはならないのではないかというふうに思いましたので、ちょっとそれは検討は。あまり私はいいことだと思いません。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

そのところは今ちょっと検討しております、S P Cに入るということは出資をするわけなんですね。その出資割合がありまして、一定、3分の2以上もあつたら経営権があるとかですね。経営権ですね。そうしたものがあると。出資率が少なければ単なる出資、株主ということになりますので、株主の行える権利というものが出資割合によっていろいろ決められているわけなんですね。ですから、出資したから即経営側になるのかと云ったら、そうではないんじゃないかなというふうには思っております。

ただ、この件につきましては費用もかかることですから、したいという、こちら側で思ったときには事前にこの委員会、また議会にご相談をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

委員長（北村 孝議員）

まだまだ検討の段階でありますので、また随時いろんな情報が公開されるものがあれば、また委員会に提出していただいて、また委員会を始めたいと思いますので、皆さんもご理解のほどよろしくお願いいたします。

質疑はないですね。ありますか。

委員（是枝綾子議員）

その他のことで、そんなに時間、取りません。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

一応、この今日の説明についての質疑というところは終わったということになるのですね。

委員長（北村 孝議員）

ああ、それなら一応これは。そしたらこの特別委員会は質疑はもう終結。

委員（勝元由佳子議員）

確認さしてほしいんです。今の出資のことなんですけどね。私は少なくともこの間の議会かのときに、特別委員会したときに株主の話、させていただいたでしょう。町側はSPCの業者側のほうからも参画の意向を示されてると。出資額もそんな大きい額じゃないと。実際、今私、議会だよりの答弁つくってるから言ってるんですけどね、原稿を。で、入る前提でおっしゃってたから、だから株主になる前提なんやったらオーケーということで、私は賛成側に回らしてもらったんですけど、今の答弁を聞いてたら検討中って、だんだんトーンが下がって行って、出資もするんかどうなのか、株主になるんか参画するか分かれへん感じの答弁に聞こえたんですよ。そこが、「いやいや、検討したけど、株主になりませんねん」とか「出資しませんねん」とかになるんやったら、賛成した私の聞いた約束、ほごにするんかいつてなるんですけど、そこはちょっと確実に答えてほしいので。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

すみません。確かに委員会のときには出資すべきかなというふうに思っておったのは事実です。それ以降、事業者側と協議する中で、我々が一番知りたかったのは、その経営状況であつたりとかそういう会社側の情報提供がなされるのかというところが一番最大の問題でございまして、打合せをする中で、隠すものはない、全て見せますよと先方が今おっしゃってるんですね。そうしたところで、そのSPC側の経営状況であつたりとかそういうところが、株主にならずともできるのかどうなのかというところもちょっと出てまいりましたので、検討しているというところでありまして、出資ををしてSPCに入るところをやめたということではないんですね。そこのところは検討をちょっとさせていただきたいなというふうに思っております。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

一番は、やっぱり出資して株主になったら、割合にもよりますが、内部でちゃんとチェックできるというね、法的に担保される場所があるじゃないですか。そこがあるから入っていただきたいというところで約束していただいたと思ってるんですよ。今の町の答

弁やったら、業者側がやるって言うてますねんっていう、それで終わってて、ほんまかいななんですよ。まあ言ったら強制力ないから、確実に見せてもらえるのか、町が内部の資料を見れるのかというところ、担保を取られへんと思ってるから、だからほんまやったら出資して株主になってほしいというところがあるんです。なので、どこまでいっても業者側の、SPC側の「見せますよ」という言葉を真に受けんといてほしいなというところはちょっと言っておきたいです。でないで賛成した意味、私、正直ないですよ。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

勝元委員の先ほどのご意見、承りました。そこのところも含めて、ちょっとまた検討させていただいて、またご報告させていただきたいと思います。

委員長（北村 孝議員）

これで質疑を終結いたします。

そしたらその他で、是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

お時間、すみません、取って申し訳ありません。実は昨日、忠岡町の廃棄物減量等推進審議会の専門部会が開かれて、議会からは三宅議員と前川議員が参加されていらっしゃって、そこでパブリックコメントのコメントが33人あったのに、6つの項目しか委員の方にはお出しになってないということ。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員、ちょっと今お話しされていることは、あまりこのごみの。クリーンセンターに関してはあれですけども。

委員（是枝綾子議員）

ごみ処理の、これに関してのコメントがたくさんあったということで、やっぱり全部出された。その他で。

委員長（北村 孝議員）

でも、そんなんやったら何でもありみたいになってくるので。

委員（是枝綾子議員）

それを出すべきではないかということで、委員のほうからも意見があったというふうに聞いてますので、やっぱり出すべきでないかと。

委員長（北村 孝議員）

それはそれで個別に聞いてください。

委員（是枝綾子議員）

そやけど、やっぱり。

委員長（北村 孝委員）

ただ、このごみ焼却の特別委員会に関係のあることでしたら、直接あれなんですけれども。

委員（是枝綾子議員）

特別委員会としてという、住民の声をやっぱり聞くというところでは、私たち議員もどういうコメントがあったのかということは聞いておくべきだと思いますし、出すんやったら全部出しはったら、私、ここでこんな言わなくていいんですけど、出されなかったということで、委員のほうからもやはりあった分は全部出すべきだというご指摘があったと。指摘されたということなので、やっぱり出すべきでないかということで、審議会のメンバーの方に書面決裁をされるということですので、書面決裁にやはりこういう意見があったというのがつけられるということであれば、全てお出しになって、書面決裁に回されるのが普通でないかと、公表されるべきでないかというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

簡単に。谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

この件につきましては、ちょっとまた検討させていただきたいなと思っております。本町におきましてパブリックコメントの要領等がまだできてない事情もありまして、各課がそれぞれ運用を行っているというところもあるんですけども、今回に関しましては本計画に直接関わることについては取り上げさせていただいて、ちょっとですね、内容で言いますと例えば町長の公約であったりとか、ごみ処理の公害であったりとかですね、そうしたところについてはちょっと掲載はしないというところを申し上げてきたところでございまして、今是枝委員がおっしゃったことにつきましては、ちょっと持ち帰って検討はしたいというふうに思います。

委員長（北村 孝議員）

それでは、最後に町長、ご挨拶。

町長（杉原健士町長）

また、進捗状況によっていろいろ説明してまいりますので、ご理解のほどお願いします。

長時間にわたりまして本当にご苦労さんでございました。ありがとうございます。

委員長（北村 孝議員）

ありがとうございます。

委員の皆さん、大変お疲れのところ長時間にわたりありがとうございます。理事者の皆さん、ご苦労さまでした。お疲れさまです。

（「午後 5 時 4 6 分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和5年3月24日

ごみ処理施設調査特別委員会委員長 北村 孝

ごみ処理施設調査特別委員会委員 是枝 綾子